

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月10日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20530535

研究課題名（和文）児童虐待の意思決定過程における日本型当事者参画モデルの構築に関する研究

研究課題名（英文） The study on Japanese-Type Family Group Participatory Model in the Decision-Making process for Child Abuse

研究代表者

林 浩康 (HAYASHI HIROYASU)

日本女子大学・人間社会学部・教授

研究者番号：70254571

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的はファミリーグループ・カンファレンスの基本的概念・評価および諸外国（資料を入手できたイギリス、アイルランド、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドに限定した）における親族里親の評価を通して日本でのそれらの活用のあり方について検討することである。これらの国々ではファミリーグループ・カンファレンスの活用により親族里親の活用が促されている。

日本および諸外国におけるファミリーグループ・カンファレンスの評価とその活用状況を踏まえ、ソーシャルワーク実践に対する日本への示唆について明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to clarify the concept and evaluation of Family Group Conference and Formal Kinship Care as well as recommended statutory and practical revisions within Japan. In England, Ireland, America, Australia, and New Zealand, Family Group Conference has been utilized to promote the use of Formal Kinship Care, which has brought about positive change for children in these countries.

The author makes suggestions for social work practice within Japan referring to recent evaluations and studies about Family Group Conference .

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：ファミリーグループ・カンファレンス、親族里親

## 1. 研究開始当初の背景

**第一に、国外動向**として、現在一部の欧米・オセアニア先進諸国で活用されている親族里親や、ファミリーグループ・カンファレンス（以下、FGCと記す）に関する研究をあげることができる。こうした当事者の潜在力の活用や、意思決定過程への当事者参画が、結果的に子どものパーマネンシーの保障に大きく寄与していることが研究の中で明らかにされている（Connolly and Margaret 1999）。このような状況の中で、パーマネンシー保障のあり方、およびその意思決定過程について明らかにすることは子どもの最善の利益を保障する上で重要なこととして位置付けられる。1980年代に想定されてなかった親族里親の増加が、パーマネンシー保障のあり方について、ある種の揺らぎをもたらし、パーマネンシー保障のあり方について諸外国では再検討を要する状況にあるといえる（Kemp and Bodonyi 2002:58-60）。子どもの参画もかなり諸外国では具体化してきており、日本においてもそうした実践の具体化が重要であると考えられる（Thomas and O’Kane 1999）。

**第二に国内動向**として、厚生労働科学研究において行われていた児童虐待の支援過程における当事者参画に関する研究があげられる。児童相談所を中心とした現場職員と、研究者が共同で当事者参画ミーティングの導入に向け、検討されてきた。今後具体化する当事者参画モデルの検討過程における基礎的資料の提示研究として、本研究を位置付けることができる。

## 2. 研究の方法

本研究は大別して国外・国内研究に分けられる。国外研究では、FGCを中心とした当事者参画モデルを採用しているイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、

オランダ、スウェーデンにおける意思決定過程への当事者参画のあり方について、文献および訪問を通して得られた知見に基づき国際比較を行った。国内では、神奈川県内の児童相談所で試みられている児童虐待の援助過程における当事者参画の実態を明らかにするとともに、FGCに関する情報を提供することで、FGC導入の意義と日本型実践モデルの構築を行った。

## 3. 研究成果

### (1) ファミリーグループ・カンファレンスの基本的内容

1) FG (ファミリー・グループ) とは同居家族、三親等に限らない親族を含む拡大家族、場合によっては親しい友人などを含むあらゆるインフォーマル関係にある人々を意味する。「ファミリー」ではない、すなわち「家族」ではなく、FGCが「家族会議」ではないところに意味があるといえる。コミュニティの視点が強調されている。

2) FGC とはFGの潜在的力を活用し、FGがソーシャルワーカーをはじめとする専門職とともに、子どもが安全かつ十分に養育されるための必要事項を話し合う公式の会議である。ニュージーランドは諸外国と異なり、FGCが1989年に改定された児童・家族法（Children, Young Persons and Their Families Act 1989）に詳細に規定されている。現在、欧米・オセアニア・アフリカ・アジアの一部の国々に普及している。

3) ニュージーランドにおけるFGCは基本的には親子分離ケースについては、児童・家族法においてFGCの開催が規定されている。FGと専門職を含む出席者全員の合意が必要であり、合意が得られ

ない場合、裁判所の判断に委ねられる。

**4) FGCの過程**は準備段階を除き3つの段階に分けられる。すなわち①情報共有段階（専門職とFGが一堂に会し、互いに情報を共有する過程）、②FGのみだけで子どもの今後の養育について話し合う過程、③合意段階（再度専門職とFGが一堂に会し、FGのたてた養育計画に関して検討を行う）

## **(2) FGCがソーシャルワーク実践に与えた影響**

### **1) ソーシャルワーカーに与えた影響**

#### **①当事者参画に基づいた専門職役割の再編成**

FGCは子どもを身近な場所で養育することを促したといえるが、FGが子育てを担うことに価値を置くのではなく、意思決定過程に参画することに価値を置くことの確認がここでは重要である。FGCの導入が決して、社会サービスの減少に結び付かないことや、むしろ課題の顕在化を促し、社会サービスの必要性を高める傾向にあることが、これまで諸外国において明らかにされてきた。アメリカでは近年 **Fictive-kin**（擬似親族）という概念を創り出し、当事者が親しいと感じる者の意思決定への参画を促し、場合によってはそれらの者全てに親族里親制度を適用している。また **kin and kin**（親類・縁者）ネットワークということばも世界的に活用されている。ソーシャルワーカーにはそうした幅広いFGの活用と同時に安全性を子どもの立場から評価することも求められている。

#### **②ソーシャルワーカー役割の限定化と複数化**

FGCでは、コーディネーターとソーシャルワーカーという二種の専門職が配置されている。従来ソーシャルワーカーは調整機

能を担う専門職であったが、その役割を分離させ、コーディネーターという新たな専門職にそれが委ねられている。ある意味、役割の異なるソーシャルワーカーが関与するという意味で、役割分離とそれに伴うソーシャルワーカーの複数化として捉えることができ、コーディネーターはソーシャルワーカーの一種であると捉えられる。またFGCの準備段階から子どもや親のアドボケイトを配置する国が増加傾向にある。アドボケイト配置の是非、配置する場合誰がそれを担うのか、すなわち専門職か、FGか、それ以外の者（例えば一般住民の一定の研修を受けた人など）か、専門職が担うとなると、家族の話し合いにまで同席するのか、同席するとなれば家族の自律性が阻害されるのではないか、こういったスタンスで関与するのか等さまざまな議論がなされている。

従来アドボケイトもソーシャルワーカーの重要な機能であったが、これもいわばソーシャルワーカーから分離させたといえる。したがって初期対応のソーシャルワーカーの役割が、子どもの安全を目的とした介入役割により限定される傾向にある。それは初期局面ではリスクに焦点化し、パターンリスティックに専門職主導で介入する必要があり、そもそもソーシャルワーカーが親と信頼関係を形成して家族支援を行うことが、立场上困難であるという認識がそこにはある。初期対応のワーカーの役割は、より調査的機能や介入的機能にシフトし、子どもの安全保障役割に限定される傾向にある。さらにアメリカのいくつかの州で試みられているミーティングでは、コーディネーターとファシリテーターを分離している。すなわち当日までの準備をするコーディネーターと当日の司会進行のみを行うファシ

リテーターに分けられている。

ここで確認しておかなければならないことは、こうしたことが虐待対応におけるソーシャルワーク実践が決して介入実践に限定される傾向にあるとういうことではない。子ども虐待への対応においては加害者、被害者、介入機関の間に実践上の矛盾を抱えることからソーシャルワーカーの複数対応が重要であり、総体としてのソーシャルワーク過程は当事者参画支援にシフトしたといえる。

## 2) ソーシャルワーク機能に与えた影響

### ①コミュニティ視点の具体化

FGCのFGは従来の家族概念を意味するのではなく、親しい友人や近隣をも含んだコミュニティの再構築を目的とした実践である。地域から閉ざされ、同居家族外関係が希薄化している現代家族においてはその逆機能が発生する可能性は高い。虐待の背景には多様な社会的課題が横たわり、それへの対応について同居家族のみで考える限界はある。養育共同体の形成に向け、できるだけ多くの人々の関与がFGCには求められる。

FGCは従来の家族概念を基盤としつつ、その家族を越えた中間集団において子どもの養育について考え、必要なサービスを社会的に提供し、養育の継続および当事者のエンパワーメントを図る実践として捉えられる。こうした点を踏まえると、FGCはインフォーマル・ネットワークの回復アプローチとして捉えることができる。名称としては、コミュニティ・カンファレンスとする方が、その意味するところをより適確に表現しているといえる。そうであるならば、実践の場も地域に出て行くということも当然考えられる。コミュニティセンターのような人々にとってより馴染みのある場が適

していると考えられる。

ソーシャルワーカーは一對一の関係のなかで個々のクライアントを相手としてきた歴史が長い。直接的な家族関係以外のより広範囲な状況にほとんど関心を払わず、伝統的なクライアント中心の実践モデルに依拠してきた問題点について1980年代半ばにイギリスでは指摘され、コミュニティ・ソーシャルワークが提示された。イギリスにおける1980年代までのソーシャルワーカーの問題点はケースをこなすことで精一杯であり、クライアントの詳しい情報、たとえば拡大家族、近隣、友人などの情報を得る機会やそのような動機をもつことがほとんどないことであると論じられている。その理由として、ソーシャルワーカーの実践上の焦点は個人に当てると考えられていることがあげられている。またソーシャルワーカーの多くは、現代社会における家族、友人、近隣の地域ネットワークが比較的弱いと考えていること、とりわけクライアントとして紹介されてくる人についてソーシャルワーカーはこうした思いをもつ傾向にあることが指摘されている。

専門機関や専門職の連携には限界がある一方で、インフォーマルな関係者と専門機関や専門職との協働体制は子どもの見守り体制を強化することにつながる。FGCはインフォーマルな支援とフォーマルな支援を連携させ、子育ての責任を家族とコミュニティの間で共有化するプロセスであるといえる。結果的に専門職間の情報交換がFGC導入後活発化したことや、専門職のチームワークを促進したことについて論じられている。FGCが家族と専門職、専門職同士の協働体制の強化に大きく貢献しているといえる。

こうしたことを踏まえると、FGCは家族

を「ひらく」ということだけでなく、援助過程を「ひらく」実践であるとも表現できる。家族を「ひらく」ためには援助を「ひらく」ことが重要である。援助を「ひらく」とは援助者が個人を対象にして、その内面を心理として扱い、社会をそこから消去するような「閉じた援助」ではなく、専門職、当事者双方の人間関係を活かした環境の変化や、社会における言説や制度の問題を視野に入れて援助を展開することである。個人の変化はこうした「ひらかれた」援助過程に参画することで促され、その過程で個人は自己開示し、人間関係を回復していくことが可能となる。家族員が同居家族外の者となつたりをもち、援助過程に参画し、意思決定過程に参画することがその基本として位置付けられる。

## ② ストレngths視点の具体化と当事者だけの集団対話時間の確保

FGCではFG構成員だけで話し合う場が確保されている。それは決して専門職の関与を否定するものではない。専門職の一定の関与によりインフォーマル・ネットワークを再生し、一定の約束事のもとFG構成員だけで相互に意向を伝え合う。専門職だからこそできる関与や、もつ知識・技術があり、また当事者自身が家族でない専門職にだからこそ語れるストーリーといったものがある一方で、専門職にだからこそ語れないストーリー、家族・親族にだからこそ語れるストーリーが存在する。双方の視点を活かすという意味で専門職同席の話し合いの間（情報共有と合意段階の間）に当事者だけで話し合う時間を確保することが重要視されている。従来専門職によるストーリーに基づいて援助計画が作成されたり、個別な面接や訪問を通して当事者意向を明

らかにすることが主流な実践であったが、FGC導入後当事者主体の集団アプローチが主流となったといえる。こうした時間の確保はストレngths視点の具体化として捉えることができる。FGのストレngthsに着目し、そうした者たちのいわば「出番」や「居場所」を提供することはそれらのエンパワメントを促す。またFGが意思決定の主体として位置付けられるということは先に指摘した援助過程を「ひらく」という実践の具体化でもあるといえる。

しかしながらアメリカのいくつかの州で導入されているFamily Team Decision Meeting (FTDM)、Team Decision-making (TDM)、Family Unity Meeting (専門職とFGがともに集い、まず親族里親の可能性を探り、子どもの措置場所を決定するミーティング)は、FGだけで話し合う時間は確保されていない。FGだけで話し合う意義は認めつつ、時間的制約あるいはファシリテーターによる促進機能を活かすという考え方などからファシリテーターが中心となって専門職とともに、養育計画を作成するようになってきている。FGDM (Family Group Decision Meeting)が上位概念として位置付けられ、FGCやFTDMなどをその下位概念として位置付けることができる。FGではなく、FGと専門職を含むFamily Teamという新たな概念も提示されていると捉えることができる。

こうしたアメリカにおける一部の実践をどう捉えるかは今後の日本における実践にも影響を与えるといえよう。継続してそうした実践の成果を追うことが必要である。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 林浩康「諸外国における親族里親と日本への示唆」『社会的養護とファミリーホーム』vol.3、査読なし、2012（未発行）

② 林浩康、児童虐待の援助過程におけるインフォーマル資源の活用、『家族研究年報』第37号、査読有り、2012、1-37

〔学会発表〕（計2件）

① 林浩康・鈴木浩之他「日本型ファミリーグループ・カンファレンスの展開」日本子ども虐待防止学会、2011年12月3日、つくば国際会議場

② 林浩康「親族里親の現状と課題」日本社会福祉学会、2009年10月9日、淑徳大学

〔図書〕（計1件）

① 林浩康・鈴木浩之編、ファミリーグループ・カンファレンス入門～子ども虐待における「家族」が主役の支援～、2011、200頁

〔産業財産権〕  
○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

林 浩康(HAYASHI HIROYASU)

日本女子大学・人間社会学部・教授

研究者番号 70254571

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし